

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、香川用水土地改良区から役員の  
退任について次のとおり届出があった。

平成21年6月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	松浦 稔明	坂出市大屋富町2083番地	平成21年6月3日